

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月14日
【四半期会計期間】	第6期第1四半期（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	G C A サヴィアン株式会社 （旧会社名 G C A サヴィアングループ株式会社）
【英訳名】	GCA Savvian Corporation （旧英訳名 GCA Savvian Group Corporation） （注）平成25年3月27日開催の第5回定時株主総会の決議により、平成25年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡辺 章博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	I R室リーダー 加藤 雅也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
【電話番号】	03-6212-7100
【事務連絡者氏名】	I R室リーダー 加藤 雅也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期連結 累計期間	第6期 第1四半期連結 累計期間	第5期
会計期間	自平成24年 1月1日 至平成24年 3月31日	自平成25年 1月1日 至平成25年 3月31日	自平成24年 1月1日 至平成24年 12月31日
売上高(百万円)	2,401	10,719	10,813
経常利益(百万円)	790	2,616	2,795
四半期(当期)純利益(百万円)	302	5	1,259
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	616	2,734	2,570
純資産額(百万円)	32,258	29,776	32,457
総資産額(百万円)	33,697	30,666	35,364
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	10.56	0.20	44.18
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	0.20	-
自己資本比率(%)	20.4	17.0	15.5

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 第5期第1四半期連結累計期間及び第5期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第5期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。平成25年1月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界のM&A市場は、完了案件数は前年同期比で減少したものの、大型案件の増加により、完了案件・取引金額ベースで17.9%の増加となりました。また、日本のM&A市場は、完了案件・取引金額ベースでは前年同期比で増加しておりますが、公表案件・取引金額ベースではクロスボーダー案件の減少により前年同期比21.2%の減少となりました（以上、トムソンロイター調べ）。

このような市場環境の下、当社グループの日・米両拠点におけるパイプラインは順調に推移したものの、クロージング案件数の減少により、当第1四半期におけるアドバイザー事業の売上は前年同期を下回りました。一方で、日本M&A市場の平成25年第1四半期のランキングでは件数ベースで第8位（トムソンロイター調べ）と健闘いたしました。

こうした経営環境の中で、クライアントにとって最善のM&A案件を提案・実行する機能をさらに強化し、今後益々増加が予想されるクロスボーダー案件に対応するため、欧州、アジアにおいて現地のM&Aブティックファームとの連携強化を図っております。

ファンド事業におきましては、2件の優先株式投資の回収により売上が大幅に増加し、当社グループの連結売上を大きく押し上げる結果となりました。

以上により、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高10,719百万円（前年同四半期比346.4%増）、営業利益2,583百万円（前年同四半期比251.5%増）、経常利益2,616百万円（前年同四半期比231.2%増）、四半期純利益5百万円（前年同四半期比98.2%減）となりました。報告セグメント別の連結消去前売上は、アドバイザー事業1,326百万円（前年同四半期比32.4%減）、アセットマネジメント事業158百万円（前年同四半期比14.0%減）、ファンド事業9,392百万円（前年同四半期は440百万円）となっております。

前述のとおり、ファンドにおける優先株式の回収が2件あったことにより、売上高、営業利益、経常利益は前年同四半期比で大幅に増加しておりますが、その影響額の99%が外部投資家に帰属するため、当社グループの純利益への影響は1%であります。以下、「ファンド非連結経営成績」にありますように、当第1四半期におけるアドバイザー事業の売上減少により、営業利益、経常利益、四半期純利益は前年同四半期比で減少しております。

#### ファンド非連結経営成績（累計）

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
25年12月期 第1四半期	1,485	30.8	68	-	35	-	24	-
24年12月期 第1四半期	2,145	6.1	488	23.9	543	16.9	300	16.1

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	114,599,200
計	114,599,200

(注)平成25年1月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は113,254,324株増加し、114,599,200株となっております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年5月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	28,649,800	28,649,800	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は平成25年1月1日より単元株制度を採用しており、単元株式数は100株であります。
計	28,649,800	28,649,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年1月1日 (注)	28,363,302	28,649,800	-	514	-	139

(注)平成25年1月1日付で1株につき100株の割合で株式分割を実施し、発行済株式総数は28,363,302株増加いたしました。

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,000,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,649,800	26,649,800	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	28,649,800	-	-
総株主の議決権	-	26,649,800	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
G C A サヴィア ングループ株式 会社	東京都千代田区 丸の内1-11-1	2,000,000	-	2,000,000	6.98
計	-	2,000,000	-	2,000,000	6.98

(注) 平成25年4月1日付で、「G C A サヴィアングループ株式会社」から「G C A サヴィアン株式会社」に会社名を変更いたしました。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	5,480	7,335
売掛金	1,033	964
有価証券	75	77
営業投資有価証券	15,491	8,991
営業貸付金	10,589	10,830
その他	1,130	862
貸倒引当金	1	-
流動資産合計	33,799	29,062
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	129	122
その他(純額)	105	106
有形固定資産合計	235	228
<b>無形固定資産</b>		
無形固定資産	18	28
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	159	175
関係会社株式	91	91
その他	1,070	1,090
貸倒引当金	10	10
投資その他の資産合計	1,311	1,346
固定資産合計	1,565	1,603
資産合計	35,364	30,666

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払法人税等	488	27
引当金	-	69
その他	2,255	628
流動負債合計	2,743	725
固定負債		
その他	163	164
固定負債合計	163	164
負債合計	2,906	890
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	514	514
資本剰余金	5,236	5,236
利益剰余金	1,893	1,499
自己株式	2,000	2,000
株主資本合計	5,644	5,250
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8	8
為替換算調整勘定	166	60
その他の包括利益累計額合計	158	51
新株予約権	569	567
少数株主持分	26,402	24,010
純資産合計	32,457	29,776
負債純資産合計	35,364	30,666

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第 1 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 3月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高	2,401	10,719
売上原価	1,248	7,693
売上総利益	1,152	3,026
販売費及び一般管理費	417	443
営業利益	734	2,583
営業外収益		
受取利息	4	3
受取配当金	0	33
為替差益	50	-
その他	1	0
営業外収益合計	56	37
営業外費用		
為替差損	-	2
その他	1	1
営業外費用合計	1	4
経常利益	790	2,616
税金等調整前四半期純利益	790	2,616
法人税等	242	11
少数株主損益調整前四半期純利益	547	2,627
少数株主利益	244	2,622
四半期純利益	302	5

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	547	2,627
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	0
為替換算調整勘定	69	105
その他の包括利益合計	69	106
四半期包括利益	616	2,734
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	372	111
少数株主に係る四半期包括利益	244	2,622

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)
減価償却費	27百万円	28百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年2月15日 取締役会	普通株式	286百万円	利益剰余金	1,000円	平成23年12月31日	平成24年3月14日

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年2月14日 取締役会	普通株式	399百万円	利益剰余金	1,500円	平成24年12月31日	平成25年3月13日

(注) 当社は、平成25年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。当該配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	アドバイザリー事業 (百万円)	アセットマネジメント事業 (百万円)	ファンド非連結計 (百万円)	ファンド事業 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結損益計算書計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,961	-	1,961	440	2,401	-	2,401
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	184	184	-	184	(184)	-
計	1,961	184	2,145	440	2,585	(184)	2,401
セグメント利益	425	62	488	246	734	-	734

なお、アドバイザリー事業の地域別内訳は以下のとおりです。

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (百万円)	計 (百万円)
売上高	1,428	531	1	-	1,961
営業利益(又は営業損失)	570	(110)	(34)	-	425

(注)「その他」に属する主な国は英国であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成25年1月1日至平成25年3月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	アドバイザリー 事業 (百万円)	アセット マネジメント事業 (百万円)	ファンド 非連結 計 (百万円)	ファンド 事業 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,326	-	1,326	9,392	10,719	-	10,719
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	158	158	-	158	(158)	-
計	1,326	158	1,485	9,392	10,878	(158)	10,719
セグメント利益	(105)	37	(68)	2,651	2,583	-	2,583

なお、アドバイザリー事業の地域別内訳は以下のとおりです。

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	その他 (百万円)	調整額 (百万円)	計 (百万円)
売上高	972	350	38	(35)	1,326
営業利益（又は営業損失）	134	(247)	6	-	(105)

(注) 1. 「その他」に属する主な国は英国であります。

2. 売上高の調整額は、地域間取引消去であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 ( 自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 3 月31日 )	当第 1 四半期連結累計期間 ( 自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 3 月31日 )
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	10円56銭	0円20銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益金額 ( 百万円 )	302	5
普通株主に帰属しない金額 ( 百万円 )	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 ( 百万円 )	302	5
普通株式の期中平均株式数 ( 株 )	28,649,800	26,649,800
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	0円20銭
( 算定上の基礎 )		
四半期純利益調整額 ( 百万円 )	-	-
普通株式増加数 ( 株 )	-	65,274
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第 6 回新株予約権 12,900個 なお、概要は以下のとおりであります。 決議年月日 平成24年 2 月15日 新株予約権の行使期間 自 平成25年 2 月15日 至 平成33年 3 月 9 日 発行価格 1,015円 資本組入額 508円	-

- ( 注 ) 1 . 当社は、平成25年 1 月 1 日付で 1 株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。
- 2 . 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自平成25年1月1日  
至平成25年3月31日)

当社は平成25年5月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人に対し、以下の通り第7回新株予約権及び第8回新株予約権を発行することを決議いたしました。

・新株予約権を発行する目的

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人の当社の企業価値向上に対する意欲を高めるため、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人に対し、有償にて本新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権は、「第7回新株予約権の発行要領 1. 新株予約権の内容 (6)新株予約権の行使の条件」及び「第8回新株予約権の発行要領 1. 新株予約権の内容 (6)新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

・第7回新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権(第7回新株予約権をいう。以下、本発行要領において同じ。)の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本発行要領において「付与株式数」という。)は、1株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は当初2,500,000株となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下、本発行要領において「行使価額」という。)に、上記(1)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金1,225円とする。

ただし、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

当第1四半期連結会計期間  
 (自平成25年1月1日  
 至平成25年3月31日)

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、本発行要領において「行使期間」という。)は、平成26年4月1日から平成35年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の新株予約権者(以下、本発行要領において「本新株予約権者」という。)は、当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。

なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値(当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値)をいうものとする。

その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

2. 新株予約権の数

2,500,000個

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権1個あたり金14円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

4. 新株予約権の割当日

平成25年5月20日

5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年6月3日

6. 申込期日

平成25年5月16日

7. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人148名に対し2,500,000個

なお、上記対象となる者の人数はこの四半期報告書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

当第1四半期連結会計期間  
(自平成25年1月1日  
至平成25年3月31日)

## 第8回新株予約権の発行要領

## 1. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権(第8回新株予約権をいう。以下、本発行要領において同じ。)の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本発行要領において「付与株式数」という。)は、1株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は当初1,500,000株となる。)

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下、本発行要領において「行使価額」という。)に、上記(1)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金1,225円とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、本発行要領において「割当日」という。)の当社普通株式の普通取引終値が1,225円を超える場合には、行使価額が割当日の当社普通株式の普通取引終値に修正されるものとする。

ただし、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、本発行要領において「行使期間」という。)は、平成26年4月1日から平成35年3月31日までとする。

当第1四半期連結会計期間  
(自平成25年1月1日  
至平成25年3月31日)

## (4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の新株予約権者（以下、本発行要領において「本新株予約権者」という。）は、当社の平成25年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの事業年度末におけるファンド非連結ベースの営業利益が35億円以上となった場合に初めて新株予約権の行使を行うことができる。

なお、ファンド非連結ベースの営業利益は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年12月期乃至平成30年12月期の各有価証券報告書に「ファンド非連結経営成績」の営業利益として記載される数値（当該記載がない場合はこれに類すると当社が判断する数値）をいうものとする。

その他の細目については当社と新株予約権割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるものとする。

## 2. 新株予約権の数

1,500,000個

## 3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権1個あたり金14円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## 4. 新株予約権の割当日

平成25年5月16日

## 5. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成25年6月3日

## 6. 申込期日

平成25年5月15日

## 7. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社または当社子会社の取締役、執行役員および使用人31名に対し1,500,000個

なお、上記対象となる者の人数はこの四半期報告書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 5月14日

G C A サヴィアン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 寛人 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塚原 克哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているG C A サヴィアン株式会社（旧社名：G C A サヴィアングループ株式会社）の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、G C A サヴィアン株式会社（旧社名：G C A サヴィアングループ株式会社）及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。